

市第10号議案 横浜市介護保険条例の一部改正

1 趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率を改めるとともに、介護保険法施行規則の一部改正に伴い介護医療院サービス等に係る介護サービス情報調査手数料を徴収する等のため、横浜市介護保険条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 介護保険料の改正について

介護保険法施行令の一部改正により、令和元年10月から消費税率引上げ分を財源として低所得（第1段階～第4段階）の第1号被保険者の保険料軽減強化を行うこととされたことから、保険料軽減の対象者について、軽減後の保険料額に改めます。

ア 令和元年度の介護保険料率の改定（第4条）

段階	対象者	現行 第7期（平成30年度）		改正後 第7期（令和元年度）	
		割合	年間保険料 （月額換算）	割合	年間保険料 （月額換算）
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ高齢福祉年金受給者	0.40	29,760円 (2,480円)	0.325	24,180円 (2,010円)
第2段階	本人が市民税非課税 世帯非課税	0.40	29,760円 (2,480円)	0.325	24,180円 (2,010円)
第3段階		0.60	44,640円 (3,720円)	0.475	35,340円 (2,940円)
第4段階		0.65	48,360円 (4,030円)	0.625	46,500円 (3,870円)
第5段階	本人が市民税非課税 世帯課税	0.90	66,960円 (5,580円)	0.90	66,960円 (5,580円)
第6段階 <基準額>		1.00	74,400円 (6,200円)	1.00	74,400円 (6,200円)
第7段階	本人の合計所得金額－ 譲渡特別控除額が	1.07	79,600円 (6,630円)	1.07	79,600円 (6,630円)
第8段階		1.10	81,840円 (6,820円)	1.10	81,840円 (6,820円)
第9段階		1.27	94,480円 (7,870円)	1.27	94,480円 (7,870円)
第10段階		1.55	115,320円 (9,610円)	1.55	115,320円 (9,610円)
第11段階		1.69	125,730円 (10,470円)	1.69	125,730円 (10,470円)
第12段階		1.96	145,820円 (12,150円)	1.96	145,820円 (12,150円)
第13段階		2.28	169,630円 (14,130円)	2.28	169,630円 (14,130円)
第14段階		2.60	193,440円 (16,120円)	2.60	193,440円 (16,120円)
第15段階		2.80	208,320円 (17,360円)	2.80	208,320円 (17,360円)
第16段階		3.00	223,200円 (18,600円)	3.00	223,200円 (18,600円)

イ 令和元年度の普通徴収に係る各納期の保険料納付額の改定（第6条第1項）

段階	現行の納付額 第7期（平成30年度）		改正後の納付額 第7期（令和元年度）	
	6月期	7月期～3月期	6月期	7月期～3月期
第1、2段階	3,030円	2,970円	2,490円	2,410円
第3段階	4,500円	4,460円	3,570円	3,530円
第4段階	4,890円	4,830円	4,650円	4,650円

※年間保険料額を納期数（10期）で割り、均等な額としますが、10円未満の端数が発生する
場合においては、最初の納期（6月期）に合算します。

(2) 介護医療院サービスにかかる介護サービス情報調査手数料の追加等

介護保険法施行規則の一部改正により、介護医療院サービスが介護サービス情報の報告及び公表の対象に加えられたことに伴い、別表に介護医療院サービス等に係る介護サービス情報調査手数料を追加します（1件につき 23,000円）。

(3) その他文言の整理

条例第11条、第12条、第19条及び別表について、法令に合わせた文言の整理を行います。

3 施行予定日

公布の日から施行し、保険料は令和元年度分から適用します。

新旧対照表（横浜市介護保険条例）

現 行	改 正 案																								
<p>横浜市介護保険条例 平成 12 年 3 月 27 日横浜市条例第 27 号</p> <p>(第 1 条から第 3 条まで省略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>29,760 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>44,640 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>48,360 円</u></p> <p>(第 4 号から第 15 号まで省略)</p> <p>(第 5 条省略)</p> <p>(普通徴収に係る各納期の保険料納付額)</p> <p>第 6 条 <u>各納期ごと</u>の保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月期の納付額</th> <th>7 月期から 3 月期までの納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 条第 1 号に該当する者</td> <td style="text-align: center;"><u>3,030 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,970 円</u></td> </tr> <tr> <td>第 4 条第 2 号に該当する者</td> <td style="text-align: center;"><u>4,500 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,460 円</u></td> </tr> <tr> <td>第 4 条第 3 号に該当する者</td> <td style="text-align: center;"><u>4,890 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,830 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(第 2 項省略)</p> <p>(第 7 条から第 10 条まで省略)</p> <p>(被保険者等に関する調査)</p> <p>第 11 条 市長は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第 1 号被保険者被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>(資料の提供等)</p> <p>第 12 条 市長は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第 1 号被保険者被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者被保険者の</p>		6 月期の納付額	7 月期から 3 月期までの納付額	第 4 条第 1 号に該当する者	<u>3,030 円</u>	<u>2,970 円</u>	第 4 条第 2 号に該当する者	<u>4,500 円</u>	<u>4,460 円</u>	第 4 条第 3 号に該当する者	<u>4,890 円</u>	<u>4,830 円</u>	<p>横浜市介護保険条例 令和〇年〇月〇日横浜市条例第〇号</p> <p>(第 1 条から第 3 条まで省略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>令和元年度及び令和 2 年度</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>24,180 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>35,340 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>46,500 円</u></p> <p>(第 4 号から第 15 号まで省略)</p> <p>(第 5 条省略)</p> <p>(普通徴収に係る各納期の保険料納付額)</p> <p>第 6 条 <u>各納期</u>の保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月期の納付額</th> <th>7 月期から 3 月期までの納付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 条第 1 号に該当する者</td> <td style="text-align: center;"><u>2,490 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,410 円</u></td> </tr> <tr> <td>第 4 条第 2 号に該当する者</td> <td style="text-align: center;"><u>3,570 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,530 円</u></td> </tr> <tr> <td>第 4 条第 3 号に該当する者</td> <td style="text-align: center;"><u>4,650 円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4,650 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(第 2 項省略)</p> <p>(第 7 条から第 10 条まで省略)</p> <p>(被保険者等に関する調査)</p> <p>第 11 条 市長は、被保険者の資格、保険給付、<u>地域支援事業</u>及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第 1 号被保険者被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>(資料の提供等)</p> <p>第 12 条 市長は、保険給付、<u>地域支援事業</u>及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第 1 号被保険者被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保</p>		6 月期の納付額	7 月期から 3 月期までの納付額	第 4 条第 1 号に該当する者	<u>2,490 円</u>	<u>2,410 円</u>	第 4 条第 2 号に該当する者	<u>3,570 円</u>	<u>3,530 円</u>	第 4 条第 3 号に該当する者	<u>4,650 円</u>	<u>4,650 円</u>
	6 月期の納付額	7 月期から 3 月期までの納付額																							
第 4 条第 1 号に該当する者	<u>3,030 円</u>	<u>2,970 円</u>																							
第 4 条第 2 号に該当する者	<u>4,500 円</u>	<u>4,460 円</u>																							
第 4 条第 3 号に該当する者	<u>4,890 円</u>	<u>4,830 円</u>																							
	6 月期の納付額	7 月期から 3 月期までの納付額																							
第 4 条第 1 号に該当する者	<u>2,490 円</u>	<u>2,410 円</u>																							
第 4 条第 2 号に該当する者	<u>3,570 円</u>	<u>3,530 円</u>																							
第 4 条第 3 号に該当する者	<u>4,650 円</u>	<u>4,650 円</u>																							

現 行			改 正 案		
<p>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。</p> <p>(第13条から第18条まで省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 別表の左欄に掲げる申請をしようとする者(法第72条の2第1項本文、第78条の2の2第1項本文、第115条の2の2第1項本文又は第115条の12の2第1項本文に規定する者を除く。)は、当該申請の際、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を納付しなければならない。<u>この場合において、当該手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</u></p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>(第20条から第24条まで省略)</p> <p>別表(第19条第1項)</p>			<p>険者被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。</p> <p>(第13条から第18条まで省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 別表の左欄に掲げる申請をしようとする者(法第72条の2第1項本文、第78条の2の2第1項本文、第115条の2の2第1項本文又は第115条の12の2第1項本文に規定する者を除く。) <u>又は同欄に掲げる公表若しくは調査に係る介護サービス事業者は、当該申請、公表又は調査の際、それぞれ同表の中欄に掲げる名称に応じ、同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。【削除】</u></p> <p>(第2項及び第3項省略)</p> <p>(第20条から第24条まで省略)</p> <p>別表(第19条第1項)</p>		
手数料の徴収に係る申請等	手数料の名称	手数料の額	手数料の徴収に係る申請等	手数料の名称	手数料の額
(省略)			(省略)		
法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査手数料	<u>介護老人福祉施設、入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u> 1件につき 23,000円	法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査手数料	<u>介護福祉施設サービス</u> <u>入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u> 1件につき 23,000円
		<u>介護老人保健施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設において行うものに限る。)</u> のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1件につき 23,000円			<u>介護保健施設サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設において行うものに限る。)</u> のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報 1件につき 23,000円

現 行			改 正 案		
		(新規)			<u>介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院において行うものに限る。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u> 1件につき 23,000円
		<u>介護療養型医療施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設において行うものを除く。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u> 1件につき 23,000円			<u>介護療養施設サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設及び介護医療院において行うものを除く。）のうちいずれか1以上に係る介護サービス情報</u> 1件につき 23,000円
(省略)			(省略)		